

令和元年（2019 年）9 月 3 日

各 { 児童発達支援
医療型児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援 } 事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

障害児通所支援の無償化に係る受給者証の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、幼児教育・保育の無償化に伴い、障害児通所支援についても、令和元年 10 月から、一部の利用者について、利用者負担が無償化されることとなりました。

つきましては、無償化に係る受給者証の取扱いを下記のとおりといたしますので、通知いたします。関係職員に御周知いただき、円滑な制度の施行に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 無償化の要件

(1) 対象者

障害児通所支援（放課後等デイサービスを除く）の支給決定者

(2) 無償期間

満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から小学校就学まで

※ 令和元年度及び令和 2 年度の無償化の対象者は以下のとおり

時期	対象者
令和元年度	平成 25 年 4 月 2 日～平成 28 年 4 月 1 日生まれの児童
令和 2 年度	平成 26 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日生まれの児童

2 無償化に係る受給者証の取扱い

(1) 無償化の記載及び新たな受給者証の送付

ア 令和元年10月から新たに無償化の対象となる場合

無償化の対象であることを記載した新たな受給者証の一斉送付は行わず、令和元年10月以降の支給決定の更新時に、受給者証に無償化の対象である旨の記載を行う（記載例は、別添1のとおり）。

イ 令和2年4月から新たに無償化の対象となる場合（令和3年以降も同様）

無償化の対象であることを記載した新たな受給者証の一斉送付は行わず、令和2年4月以降の支給決定の更新時に、受給者証に無償化の対象である旨の記載を行う。

(2) 受給者証における無償化の記載の具体例

ア 令和元年10月から無償化の対象となる場合の例

有効期間終期	9月	10月	11月	12月	1月	2月
令和元年9月30日 ※10月から記載有		○	→			
令和元年12月31日 ※1月から記載有					○	→

イ 令和2年4月から無償化の対象となる場合の例

有効期間終期	3月	4月	5月	6月	7月	8月
令和2年3月31日 ※4月から記載有		○	→			
令和2年6月30日 ※7月から記載有					○	→

3 留意事項

(1) 2-(2)のとおり、支給決定の有効期間終期により、受給者証への無償化の記載時期が異なることから、無償化の対象である場合であっても、受給者証に記載がない場合があるため、無償化の記載有無に関わらず、受給者証記載の生年月日により、無償化の対象適否を判断すること。

(2) 令和元年10月サービス提供分以降の請求は、無償化対象児童について、利用者負担額を0円とし、全額を市町村に請求する必要があるため、必ず事前に対象者を把握すること。

- (3) 電子請求を行う場合の利用者負担上限月額は、無償化対象児童であっても、受給者証記載のとおりを設定すること。
- (4) 上記以外の無償化に係る留意事項等は、Q&A【確定版】に記載しているため、必ず内容を確認し、誤りの無いように留意すること。

4 添付資料

- (1) 受給者証記載例 別添 1
- (2) 障害児通所支援の無償化に係る事業者向けQ&A【確定版】 . . . 別添 2

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市障がい福祉課給付管理係 TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181 E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
